

岩手県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和7年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 八幡平市平舘及び野駄地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年6月3日から令和8年3月18日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量